

文京区障害者差別解消支援地域協議会の委員構成について

1 所掌事項の確認

本協議会では、以下の事項を協議または共有している。

- (1) 障害を理由とする差別を解消するために必要な情報を交換すること。
- (2) 障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うこと。
- (3) その他障害を理由とする差別の解消の推進に関して協議会が必要と認める事項

2 委員構成の変更案

昨年度までに開催した協議会において、委員より「当事者の話を聞き、意見を施策に反映させた方が良い」という提案があったため、協議会の委員構成について変更を検討している。(変更点は下線部)

区分	所属等	要綱上の人数	現状	案
当事者委員	身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児（家族を含む。）	4名以内	4名	<u>5名以内</u>
事業者委員	東京商工会議所文京支部、商店街連合会、店舗等	4名以内	2名（1名未定）	<u>3名以内</u>
障害福祉サービス等事業者	障害福祉サービス等事業者（障害児通所支援事業者を含む。）	2名以内	2名	2名以内
専門委員	法曹、医療、雇用、学識経験者	5名以内	5名	5名以内
地域関係団体の代表者	町会連合会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会	3名	3名	3名
関係機関の代表者	障害者就労支援センター、障害者基幹相談支援センター	2名	2名	2名
区職員	区民部長、福祉部長、保健衛生部長、教育推進部長	4名	4名	4名
	合計	24名以内	23名（内1名未定）	24名以内